

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程

〔平成29年4月25日〕  
規 第 9 8 号

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（平成22年規第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 } (省略)</p> <p>～ } (省略)</p> <p>四 } (省略)</p> <p>五 部局 各研究科、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、<u>国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号)第20条第1項に規定する各機構</u>、各学内共同教育研究施設等及び<u>国立大学法人東北大学組織運営規程第22条から第29条までに規定するセンター等</u>をいう。</p> <p>六 } (省略)</p> <p>～ } (省略)</p> <p>十二 } (省略)</p> <p>第4条 } (省略)</p> <p>～ } (省略)</p> <p>第33条 }</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 } (同左)</p> <p>～ } (同左)</p> <p>四 } (同左)</p> <p>五 部局 各研究科、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、各学内共同教育研究施設等、<u>各特定事業組織、高等研究機構、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構、東北メディカル・メガバンク機構、イノベーション戦略推進本部、国際連携推進機構、学位プログラム推進機構及び災害復興新生研究機構</u>をいう。</p> <p>六 } (同左)</p> <p>～ } (同左)</p> <p>十二 } (同左)</p> <p>第4条 } (同左)</p> <p>～ } (同左)</p> <p>第33条 }</p>

附 則

この規程は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成29年4月1日から適用する。